

論文提出による博士の学位論文審査に関する連合講座の関与について

平成17年 1月18日
代議委員会確認事項
最近改正 令和5年1月20日

論文提出による博士の学位論文審査に関する連合講座の関与の手順は、以下のとおりとする。

1. 学位論文に関する細則第6条第1号による学位申請 (単位取得退学者以外による学位申請・資格審査有)

窓口教員	窓口教員は、主指導教員有資格者とする。 窓口教員が行う事項は、以下のとおりとする。 1. 予備審査資料として、履歴書、既発表論文目録、学位論文要旨各1部、提出予定学位論文5部を申請者より提出させる。 (提出予定学位論文については、推薦教員決定後、推薦教員より学位申請資格審査員に配付するものとする。) 2. 申請者に求める研究業績数の確認を行う。 3. 申請者が提出する学位論文に関する連合講座議長に、次回開催予定の連合講座代表者等会議に付議の要請を行う。
------	---



連合講座議長 連合講座代表者 等会議	連合講座代表者等会議において、以下の項目を決定する。 1. 連合講座としての同意を得る。 2. 推薦教員を選出する。 (推薦教員は、主指導教員有資格者とする。) 3. 学位申請資格審査員候補者、及び論文審査委員候補者を選出する。
--------------------------	--

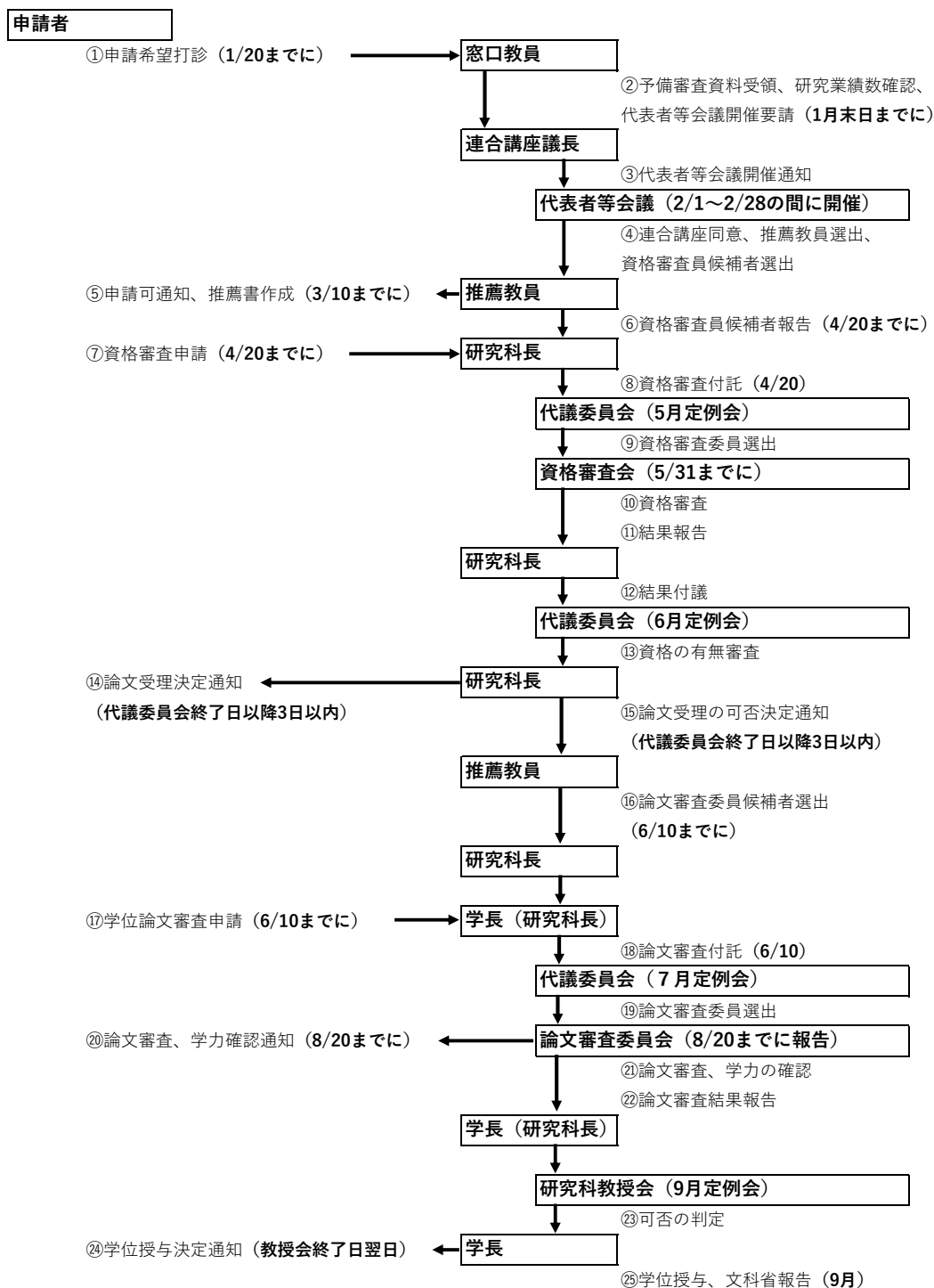


推 薦 教 員	推薦教員が行う事項は、以下のとおりとする。 1. 主指導教員有資格者の推薦状を作成する。 2. 研究科長あて学位申請資格審査員候補者を選出し通知する。 3. 申請者の論文作成の指導を行う。 4. 学位申請資格審査会を実施し、研究科長あてに結果報告する。 5. 論文審査委員候補者を選出し通知する。 6. 論文審査・学力の確認を実施し、研究科長あてに結果を報告する。 7. 研究科教授会での論文審査と、学力の確認結果を報告し説明する。
---------	---

(論文提出による博士の学位論文審査手順は別紙1-1, 1-2のとおり)

(別紙1-1)

論文提出により9月に学位取得する場合の流れ (単位取得退学者以外による学位申請・資格審査有)



※1 資格審査員の構成

①推薦教員

②当該論文の内容と関連する講座の主旨導教員有資格者 4人

(資格審査員には、推薦教員の所属する連合講座以外の連合講座の審査員を含むものとする。)

※2 資格審査会の職務

①学位論文審査申請時に申請者に対して求める研究業績数の確認

※3 論文審査委員の構成

①推薦教員

②当該論文の内容と関連する講座の主旨導教員有資格者 4人

(論文審査員には、推薦教員の所属する大学以外の構成大学の委員を含むものとする。)

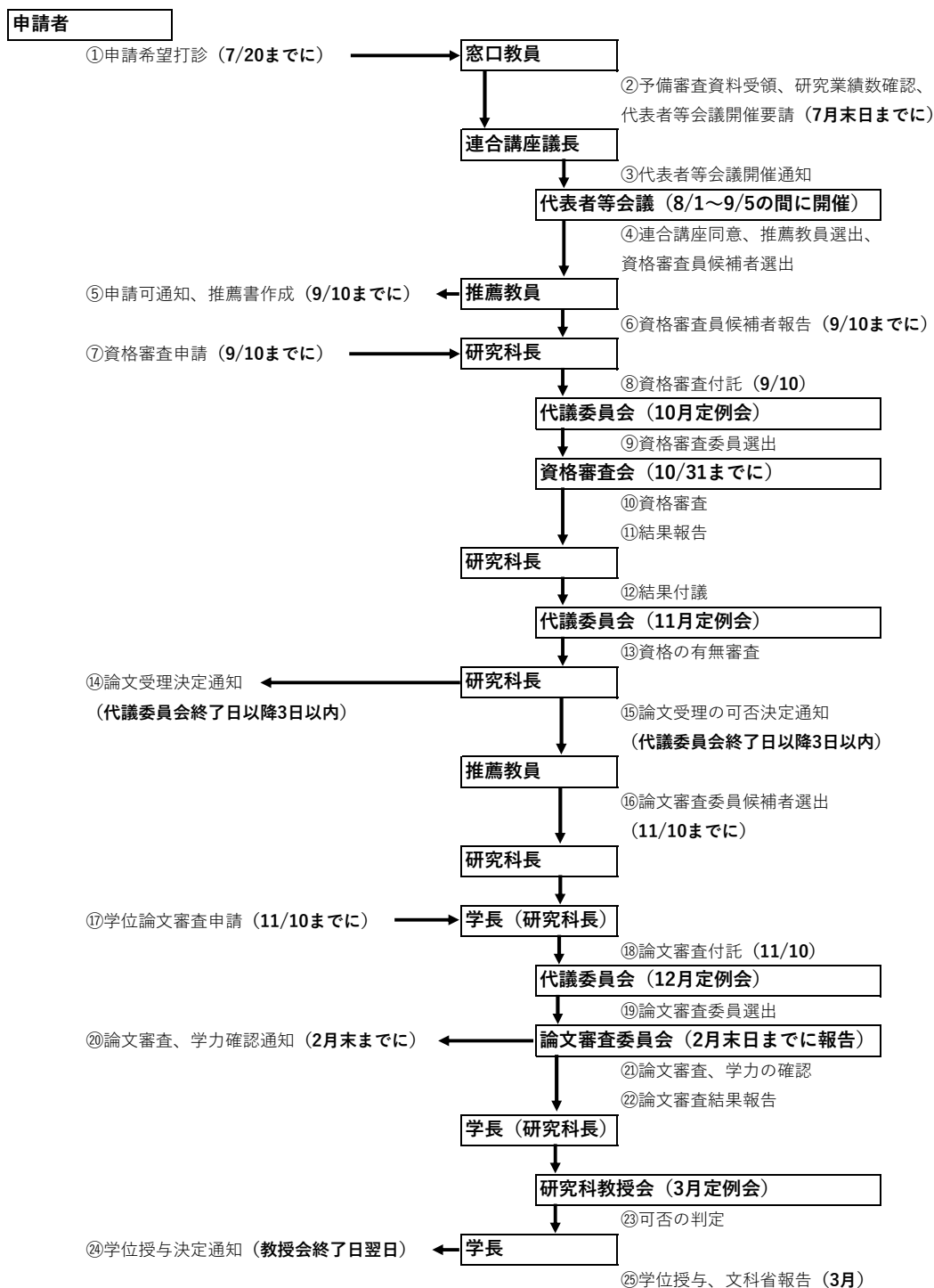
※4 論文審査委員会の職務

①学位論文の審査(論文審査会を含む。)

②学位論文の審査に合格した者に対するの学力の確認(論文公聴会等)

(別紙1-2)

論文提出により3月に学位取得する場合の流れ (単位取得退学者以外による学位申請・資格審査有)



※1 資格審査員の構成

①推薦教員

- ②当該論文の内容と関連する講座の主指導教員有資格者 4人
(資格審査員には、推薦教員の所属する連合講座以外の連合講座の審査員を含むものとする。)

※2 資格審査会の職務

- ①学位論文審査申請時に申請者に対して求める研究業績数の確認

※3 論文審査委員の構成

①推薦教員

- ②当該論文の内容と関連する講座の主指導教員有資格者 4人
(論文審査委員には、推薦教員の所属する大学以外の構成大学の委員を含むものとする。)

※4 論文審査委員会の職務

- ①学位論文の審査(論文審査会を含む。)
②学位論文の審査に合格した者に対するの学力の確認(論文公聴会等)

2. 学位論文に関する細則第6条第2号による学位申請（単位取得退学者による学位申請）

窓口教員	窓口教員は、主指導教員有資格者とする。 窓口教員が行う事項は、以下のとおりとする。 1. 申請者に求める研究業績数の確認を行う。 2. 申請者が提出する学位論文に関する連合講座議長に、次回開催予定の連合講座代表者等会議に付議の要請を行う。
------	--



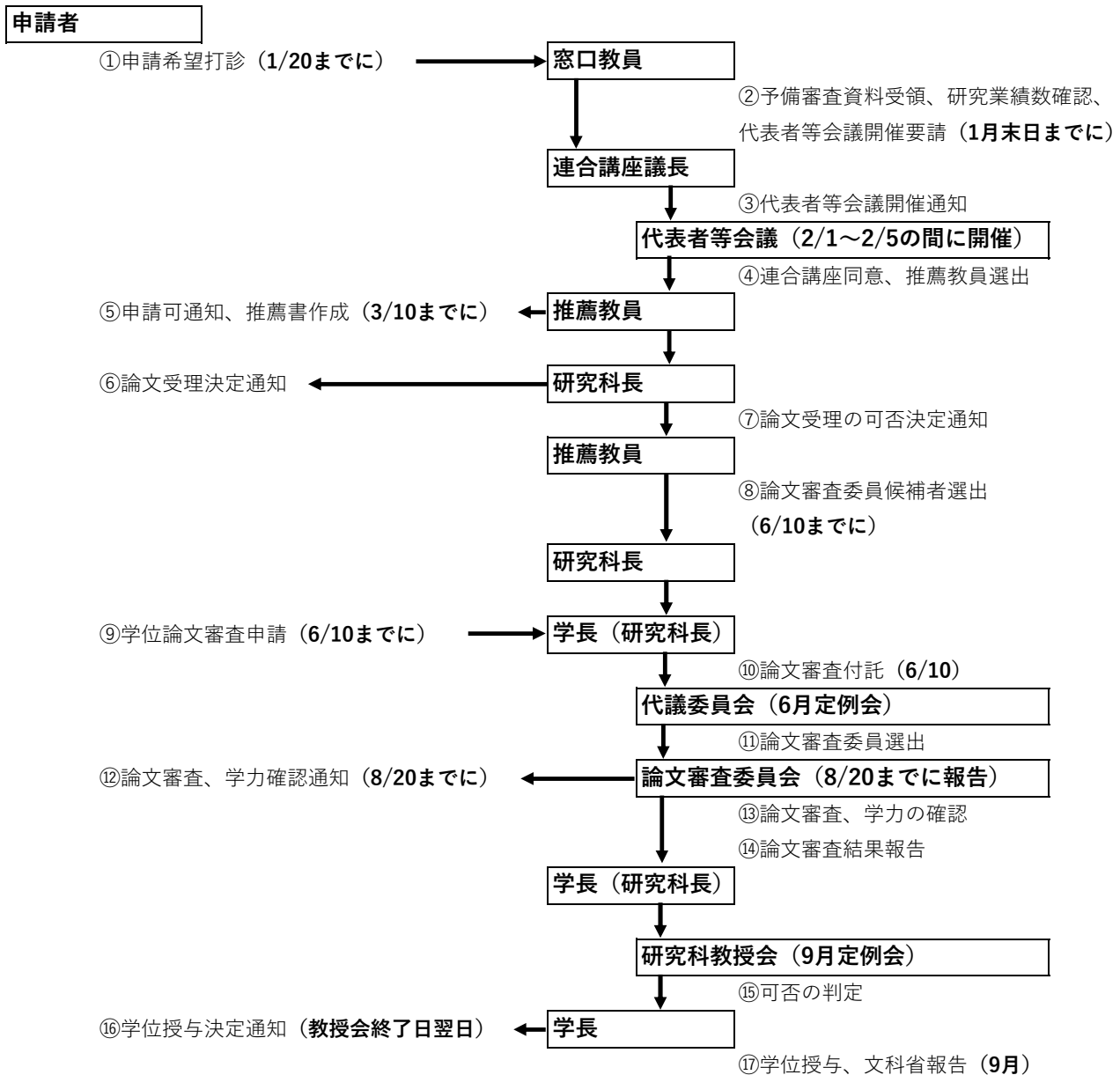
連合講座議長 連合講座代表者 等会議	連合講座代表者等会議において、以下の項目を決定する。 1. 連合講座としての同意を得る。 2. 推薦教員を選出する。 （推薦教員は、主指導教員有資格者とする。） 3. 論文審査委員候補者を選出する。
--------------------------	---



推 薦 教 員	推薦教員が行う事項は、以下のとおりとする。 1. 主指導教員有資格者の推薦状を作成する。 2. 申請者の論文作成の指導を行う。 3. 論文審査委員候補者を選出し通知する。 4. 論文審査・学力の確認を実施し、研究科長あてに結果を報告する。 7. 研究科教授会での論文審査と、学力の確認結果を報告し説明する。
---------	--

（論文提出による博士の学位論文審査手順は別紙2-1，2-2のとおり）

論文提出により9月に学位取得する場合の流れ (単位取得退学者による学位申請・資格審査無)



※1 論文審査委員の構成

①推薦教員

②当該論文の内容と関連する講座の主旨導教員有資格者 4人

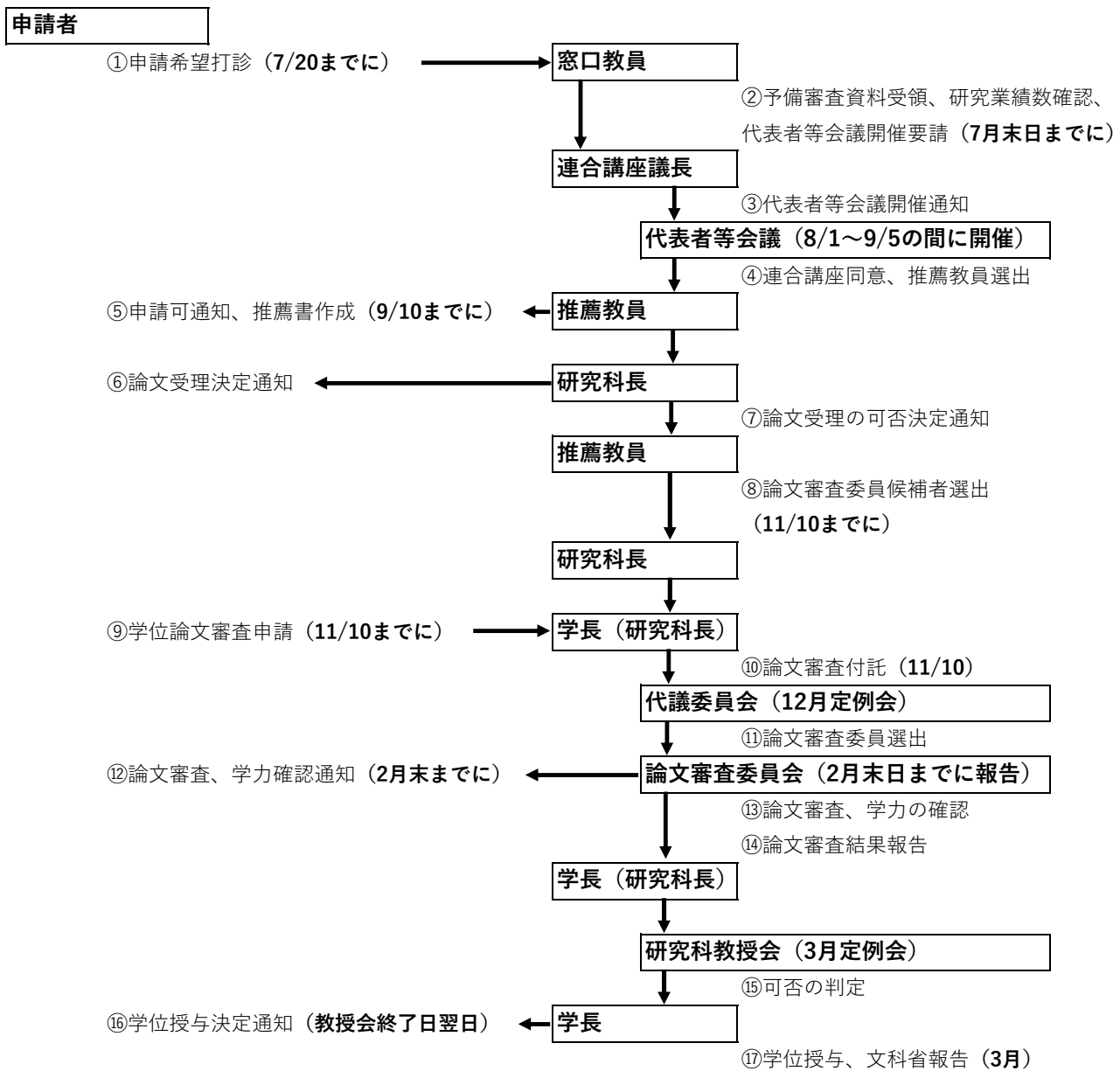
(論文審査委員には、推薦教員の所属する大学以外の構成大学の委員を含むものとする。)

※2 論文審査委員会の職務

①学位論文の審査 (論文審査会を含む。)

②学位論文の審査に合格した者に対するの学力の確認 (論文公聴会等)

論文提出により3月に学位取得する場合の流れ (単位取得退学者による学位申請・資格審査無)



※1 論文審査委員の構成

①推薦教員

②当該論文の内容と関連する講座の主指導教員有資格者 4人

(論文審査委員には、推薦教員の所属する大学以外の構成大学の委員を含むものとする。)

※2 論文審査委員会の職務

①学位論文の審査 (論文審査会を含む。)

②学位論文の審査に合格した者に対するの学力の確認 (論文公聴会等)